

このQ&Aは、よくある質問の回答をまとめたものです。
 この内容は、今後訂正される可能性があります。

No.	区分	質問	回答	掲載日
1	補助金額	昨年度の実施要綱には、「情報端末について、1台あたりの補助額は10万円以内とする」との定めがあったが、この定めはなくなったのか。	ご認識のとおりです。 情報端末機器を含めて基準額の範囲内での補助となります。	R8.6.19
2	補助金額	補助額の基準額において、インカムの上限額が100万と設定されているが、1機器あたりの上限額と考えてよいか。	ご認識のとおりです。	R8.6.19
3	補助要件	導入支援と一体的に行う業務改善支援について、研修は必ず県の介護生産性向上総合相談センターか、厚労省委託事業の相談窓口が実施するものでなければならないか。また、研修を受講する時期はいつでもよいのか。	厚生労働省委託事業で行う研修については、以下いずれかで要件を満たすこととします。 <ul style="list-style-type: none"> ・「生産性向上ビギナーセミナー」及び「生産性向上フォローアップセミナー（講義形式・ワーク形式）」の受講（参加） ・「デジタル中核人材養成研修」の受講（参加） なお、「生産性向上フォローアップセミナー」については、講義形式・ワーク形式に関わらず要件を満たします。 また、研修及び相談は令和8年度に受講・実施することとし、介護テクノロジーの業務改善等について十分に理解した上で介護テクノロジーを導入することができるよう、研修は原則として介護テクノロジー等の導入前に受講するようにしてください。 なお、やむを得ず導入前に研修を受講できない場合は、導入後の受講となっても差し支えありません。 過年度に全く同内容の研修を受講している場合には、他の担当者が受講すること等を想定しています。	R8.6.19

4	補助要件	県介護生産性向上総合相談センターに相談することについて、法人内に複数の事業所があり、一度の相談で法人全体の相談を行ってもよいのか。	相談につきましては、一つの事業所の課題が全ての事業所に当てはまるとは必ずしも言えないため、個々の事業所の状況や課題をご相談いただくようお願いいたします。ただし、法人のご担当者様が全ての事業所のご相談をまとめて行うことは差し支えありません。	R8.6.19
5	補助要件	補助要件に「ケアプランデータ連携システムの利用を開始していること」とあるがデータ連携実績がなくてもよいのか。	今年度より、データ連携の実績があることを要件とします。 利用実績が確認できる書類（相手とのデータの送受信が確認できる画面のハードコピー等）をご提出ください。	R8.7.2 追記
6	補助要件	「居宅療養管理指導」も「ケアプランデータ連携システム」の導入が補助要件となるのか。	居宅療養管理指導の事業所については、ケアプランデータの連携を行う計画となっている場合に限り、「ケアプランデータ連携システム」を使用することを補助要件とします。	R8.6.19
7	補助要件	「令和8年度愛媛県介護テクノロジー定着支援事業実施要領」第4条8項に「複数の者から見積を徴する等、適正な価格により実施すること」と記載があるが、合理的なやむを得ない事情がある場合は、一者特命随意契約は可能か。	「社会福祉法人」あてには、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成29年3月29日付老高発0329第3号）」が発出されているため、御留意ください。最低2社以上の業者から見積りを徴し比較し、より経済的な見積もりの業者を選択の上、適正な価格での申請をお願いします。 ただし、導入しようとする機器等について、契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合（前記通知記1（3）イ）などは1社のみで差し支えありませんが、その場合も適正な価格での契約となるよう努めてください。	R8.6.19
8	補助要件	補助要件について、「SECURITY ACTION対象外の事業所については、同等の対策（一つ星or二つ星）を講じていることを宣言すること」とあるが、詳細な条件を教えてください。	詳細な条件は以下HPを確認ください。 当HPの「一つ星を宣言する」、「二つ星を宣言する」に条件が記載されています。 独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）SECURITY ACTION https://www.ipa.go.jp/security/security-action/sa/	R8.6.19

9	補助要件	「SECURITY ACTION」について、宣言するために必要な手続や留意事項について教えて欲しい。	<p>(1) 本補助金を申請する事業所向けの特設ページをご確認ください。 https://www.ipa.go.jp/security/security-action/kaigo-tech.html</p> <p>(2) SECURITY ACTION自己宣言の確証として、SECURITY ACTION申込時にメールで返送された「自己宣言IDのお知らせ」を保管しておくようにしてください。万一、該当メールを紛失した場合は、SECURITY ACTION事務局に自己宣言IDを照会する問合せを行い、その回答メールを代替とすること。 <参考>SECURITY ACTION事務局への問合せ方法 SECURITY ACTIONのお問い合わせフォーム(※)で「自己宣言をしているが忘れた、自己宣言IDを忘れた」を選択し、必要事項を入力してお問い合わせする。 (※) https://info.ipa.go.jp/form/pub/inquire/sa-inq なお、自己宣言ID・登録状況の照会は自己宣言事業者（ご担当者様）ご本人より行ってください。</p>	R8.7.2 修正
10	申請	昨年度実施された要望調査に回答していないが、本補助金に申込をしてもよいか。	問題ありません。	R8.6.19
11	申請	同一建物内の複数サービス（有料老人ホームとショートステイ等）で申請したい場合、まとめて申請してもよいか。	サービス毎に補助金所要額調書（別紙(1)様式第1号関係）にて所要額を計算し、関連書類もサービス毎に作成してください。 また、事業計画回答フォームもサービス毎に回答してください。	R8.6.19
12	補助対象	介護ソフトの定着促進費用は、介護ソフトの導入に伴って発生する定着促進費用を見るものであり、介護ソフトを今回導入しない場合は補助することができないか。	ご認識のとおりです。 定着促進費用のみの申請はできません。	R8.6.19
13	補助対象	効率的なコミュニケーションを図るための機器も補助対象となるが、インカムの他各種チャットツール（LINEワークス等）も補助対象となるのか。	職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器に該当するものと考えられるため、補助対象となります。	R8.6.19

14	補助対象	「保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費など）」は、付帯費用に含まれるか。	交付要綱第3条の機器等（介護ソフト）の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象となります。ただし、保守経費等については、令和8年度分に限りません。	R8.6.19
15	補助対象	テクノエイド協会の福祉用具情報システム（TAIS）に移動用リフトのつり具の部分も掲載されているが、複数購入することは可能か。	同時に導入する介護リフト等の台数と同数を補助対象とします。	R8.6.19
16	補助対象	介護テクノロジーのレンタル費用も補助対象と考えて差し支えないか。	補助対象となります。	R8.6.19
17	補助対象	テクノロジー導入の際の工事費を補助対象としてよいか。また、メーカーからの機器説明にかかる費用を「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として補助対象としてよいか。	どちらも補助対象となります。	R8.6.19
18	補助対象	福祉用具貸与事業所が、貸与するための福祉用具を購入する場合も補助対象としてよいか。	補助対象外です。	R8.6.19
19	補助対象	Wi-Fi工事は補助対象になるのか。	介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境整備にかかる費用は、補助対象となります。 (工事単体での補助は認めません。また、導入するテクノロジーが移乗支援機器等Wi-Fi環境を必要としない場合は、対象外となります。)	R8.6.19

20	補助対象	パソコン・タブレット端末・スマートフォンは補助対象になるのか。	主となる機器と併せて導入する場合に限り、補助対象となります。 (単体導入での補助は認めません。)	R8.6.19
21	補助対象	タブレット用のケース等は補助対象になるか。	補助対象外です。 ただし、本体と一体不可分のもの（それがないと本体が利用できないもの）は対象となります。	R8.6.19
22	補助対象	介護ロボット等と併せて利用するディスプレイ・モニターは補助対象になるか。	補助対象外です。	R8.6.19
23	補助対象 介護ソフト	介護ソフトの5年間の使用権（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象として扱って良いか。また、月払いのリースやサブスクリプションなどを新規に導入する場合、その経費はどこまで補助の対象となるか。	「補助対象額＝当年度の支払金額」となります。使用権（ライセンス）期間で判断するのではなく、使用権（ライセンス）を購入した際の支払金額で判断してください。 例えば、使用権（ライセンス）が複数年の介護ソフトでも、当年度に全額支払った場合は全額が補助対象となります。一方、使用権（ライセンス）が複数年の介護ソフトで支払金額が1年分（毎年払い）であれば、1年分の金額が補助対象となります。 また、リース費用やサブスクリプション費用も含め、使用権（ライセンス）が複数年に渡る場合でも、初年度に複数年度分の費用をまとめて支払った場合は、その費用全体が補助対象となります。	R8.6.19

24	補助対象 介護ソフト	介護ソフトの改修に要する費用は対象となるか。	<p>以下に対応するための改修に要する費用については対象経費として差し支えありません。</p> <p>①「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修</p> <p>②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修</p> <p>③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修</p> <p>④厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修</p> <p>⑤「LIFE標準仕様」(※)に対応するための改修</p> <p>※ 令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム(LIFE)と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様」</p>	R8.6.19
25	介護ソフト	介護ソフトの基準額について、「利用者一人あたりのライセンス料で合計金額が変動する契約の場合」とは具体的にどのようなケースを想定しているか。	介護ソフトにおいて、アカウント数によってライセンス料が変動する場合は想定しています。介護ソフトを使用するアカウント数によってライセンス料が変動する場合、アカウント数が増えるほど、料金が増えることが一般的なため、職員数によって基準額を設定しています。	R8.6.19
26	介護ソフト	バックオフィスソフトを導入する際に、一気通貫の環境が実現している必要があるか。	一気通貫の環境が実現されていなくても、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器であれば補助対象となります。	R8.6.19
27	介護ソフト	介護ソフト機能調査の結果はどこで確認できるか。	<p>厚生労働省HP「介護テクノロジーの利用促進」(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html)の「補助金参考資料」をご参照ください。</p> <p>なお、今年度より介護ソフト機能調査のレイアウトが変更されています。</p> <p>また、本調査は介護ソフトの機能について、介護ソフト事業者からアンケートをとった結果を記載したもので、厚生労働省が保証するものではありません。</p>	R8.6.19

28	パッケージ型	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援について、「連動することで効果が高まる」とはどのように判断するのか。	「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例」に記載しているとおり、「介護業務支援」に該当するテクノロジー（介護ソフト等）と他のテクノロジーを合わせて活用することで、単体で活用するよりも効果的に活用できると判断できるか、といった視点でご判断ください。	R8.6.19
----	--------	---	---	---------